

全石商発 30 第 21 号
平成 30 年 4 月 24 日

都道府県石油組合 各位

全国石油商業組合連合会
経営相談室 浦辻敏夫

「エネルギー使用合理化等事業者支援事業」について

石油協会が実施する補助事業で洗車機が補助の対象とならなくなったことに伴い、標記補助事業の利用に対する問合せが多数来ているため、概略を下記の通りご案内致しますので、組合員から問合せがあった際は、宜しくご対応お願い致します。

なお、下記留意事項欄にも記載しておりますが、提出書類が多く申請者の負担が大きい（事業場単位での申請となるため、複数 SS を申請する場合、申請 SS 分の書類の準備が必要）ことや洗車機導入後の SS 単位での省エネルギー効果の要件が高いため、洗車機自体は補助対象設備であるものの、審査結果によっては採択されないことがありますので、その点について特にご案内いただきますようお願い致します。

また、下記事業内容等は平成 29 年度事業に関するものであるため、平成 30 年度事業がスタートした際は、執行団体のホームページから手引き等をダウンロードして頂き改めて確認して頂くようお願い致します。

記

【概要等】

I. スケジュール (予定)	【説明会】 ・ 30.5 月中旬から全国 10 箇所で開催 【受付期間】 ・ 30.5 月下旬から 1 ヶ月程度
-------------------	---

II. 執行団体	一般社団法人環境共創イニシアチブ (略称「SII」) https://sii.or.jp/ 東京都中央区銀座 2-16-7 恒産第 3 ビル TEL:0570-055-122・042-303-4185
III. 対象事業	「エネルギー使用合理化等事業者支援事業」の 「工場・事業場単位での省エネルギー設備導入 事業」のうち、「省エネルギー対策事業」 ※「設備単位での省エネルギー設備導入事業」 では、洗車機は対象外
IV. 事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助率：1/3 以内 (「エネマネ事業」を同時申請する場合は、 1/2 以内) ・ 補助金下限額：100 万円／年度
V. 留意事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出書類が非常に多く申請者の負担が大きい ・ 採択は審査による合否判定があり、加点項目 等の要素が必要 ・ 補助金受給後、3～5 年間成果報告義務があ り、計画未達の場合補助金返還の場合あり ・ 債務超過の事業者は利用不可であること ・ 洗車機等の対象設備を導入した後の、SS 単位 の省エネ効果が求められるため、省エネ効果 実証のハードルがある

【添付資料】

- ・ 事業パンフレット (平成 29 年度事業版)
- ・ 提出書類一覧 (平成 29 年度事業版)

以上

1. 本事業の要件

事業区分	I 工場・事業場単位での省エネルギー設備導入事業 (工場・事業場単位)	
	(ア)省エネルギー対策事業	(イ)ピーク電力対策事業
事業概要	省エネルギー設備への更新、改修、プロセス改善、EMS(計測・見える化・制御等の機能を備えたエネルギーマネジメントシステム)の新設により、省エネルギーを達成する事業。	設備の更新、改修、プロセス改善、EMS(計測・見える化・制御等の機能を備えたエネルギーマネジメントシステム)の新設、又は蓄電池・蓄熱システム・自家発電設備の新設により、電気需要平準化時間帯(ピーク時間帯)の電力使用量を削減する事業。 ※ピーク時間帯:7月1日から9月30日及び12月1日から3月31日の8時~22時のこと。
申請要件	<ul style="list-style-type: none"> 投資回収年が5年以上であること。 「エネルギー使用量が1,500kl以上の工場・事業場」と「中小企業に該当しない会社法上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社(みなし大企業を含む))」はエネルギーの使用の合理化等に関する法律(以下、「省エネ法」という。)の中長期計画等に記載されている事業であること。 	
	原油換算量ベースで、以下のいずれかを満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> 計画省エネルギー率: <u>1%以上</u> 計画省エネルギー量: <u>1,000kl以上</u> 費用対効果: <u>200kl/千万円以上</u> 計画エネルギー消費原単位改善:<u>1%以上</u> 	ピーク時間帯の電力量ベースで、以下のいずれかを満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> 計画ピーク対策効果率: <u>5%以上</u> 計画ピーク対策効果量: <u>190万kWh以上</u> 費用対効果: <u>80万kWh/千万円以上</u> 計画ピーク対策原単位改善: <u>1%以上</u>
補助率	設計費、設備費、工事費の 1/3 以内 ※ウ)と同時に申請する場合は 1/2 以内	
補助限度額	【上限額】 1事業あたり 15億円 /年度 【下限額】 1事業あたり 100万円 /年度 ※ 複数事業者で実施する工場・事業場間一体省エネルギー事業の1事業あたりの上限額は30億円/年度 ※ 複数年度事業の事業全体の上限額は1事業あたり50億円	

事業全体の概要

I 工場・事業場単位 (つづき)	II 設備単位での 省エネルギー設備導入事業 (設備単位)	事業 区分
(ウ)エネマネ事業		
SIIに登録されたEMS(計測・見える化・制御等の機能を備えたエネルギーマネジメントシステム)を用いて、エネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、より効果的な省エネルギー対策を実施する事業。	既設設備を省エネルギー性の高い設備への更新により、省エネルギーを達成する事業。	事業 概要
左記に同じ	以下に示す設備区分に該当する設備であり、SIIが定めた基準を満たしていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・高効率照明 ・産業ヒートポンプ ・高性能ボイラ ・高効率コージェネレーション ・低炭素工業炉 ・冷凍冷蔵庫 ・高効率空調 ・業務用給湯器 ・変圧器 ・産業用モータ 	申請 要件
エネマネ事業効果(制御効果に加え、計測に基づく運用改善効果を含む)で以下のいずれかを満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・計画省エネルギー率: <u>2%以上</u> ・計画ピーク対策効果率: <u>10%以上</u> 		
設計費、設備費、工事費の 1/2 以内	設備費の 1/3 以内	補助率
左記に同じ	【上限額】 1事業あたり 3,000万円 【下限額】 1事業あたり 50万円 ※ 中小企業者、個人事業主の下限額は 30万円	補助 限度額

◇ 提出書類一覧(1)

「●」は(ア)(イ)(ウ)の全事業区分共通で提出が必要。
 「○」は該当する事業区分の実施計画書の提出が必要。
 「△」は複数の事業区分の組み合わせで申請の場合に(ア)～(ウ)各区分の総括資料となるため、提出が必要。

書類区分	文書番号	書類名称	必要書類	ポータルより出力 /指定様式 /自由様式		
必要書類	様式第1	交付申請書(かがみ)	●	ポータルより出力 or 指定様式		
	様式第1	交付申請書(2枚目)	●	ポータルより出力		
	別紙1	補助事業に要する経費、補助対象経費および補助金の配分額	●	ポータルより出力		
	別紙2	補助事業に要する経費の四半期別発生予定額	●	指定様式		
	別紙3	役員名簿	●	指定様式		
	1-1	実施計画書	申請総括表	●	ポータルより出力	
	1-1(別紙1)		事業者情報	●	ポータルより出力	
	1-1(別紙2)		手続代行申請書	○	ポータルより出力 or 指定様式	
	1-1-2		資金調達計画	●	指定様式	
	1-1-3		事業実施に関連する事項	●	指定様式	
	1-2		所要資金計画	△	指定様式	
	1-3		発注区分表	△	指定様式	
	1-4		導入前後の比較図	●	指定様式	
	1-5		新設備の配置図	△	自由様式	
	1-6		旧設備の撤去範囲	△	自由様式	
	1-7		事業場の全体図	●	自由様式	
	1-8		事業スケジュール	●	指定様式	
	申請区分ごとに必要書類を提出		2-1	(ア)実施計画書	事業概要	○
2-2			省エネルギー計算		○	指定様式
2-2-4			エネルギー使用量の原油換算表(ア)		○	指定様式
2-3		所要資金計画	○		指定様式	
2-4		発注区分表	○		指定様式	
2-5		既存設備と導入設備の比較表	○		ポータルより出力	
2-6		仕様書案	○		指定様式	
2-7		新設備の配置図	○		自由様式	
2-8		旧設備の撤去範囲	○	自由様式		
3-1		(イ)実施計画書	事業概要	○	ポータルより出力	
3-2			電力使用量削減効果の計算	○	指定様式	
3-2-4			エネルギー使用量の原油換算表(イ)	○	指定様式	
3-3			所要資金計画	○	指定様式	
3-4			発注区分表	○	指定様式	
3-5			新設備の配置図	○	自由様式	
3-6		旧設備の撤去範囲	○	自由様式		
4-1		(ウ)実施計画書	事業概要	○	ポータルより出力	
4-2			省エネルギー量・ピーク対策効果量の計算	○	指定様式	
4-2-4			エネルギー使用量の原油換算表(ウ)	○	指定様式	
4-3			所要資金計画	○	指定様式	
4-4			発注区分表	○	指定様式	
4-5			新設備の配置図	○	自由様式	
4-6			システム概要図	○	指定様式	
4-7	計測・制御対象一覧(ポイントリスト)	○	指定様式			

◇ 提出書類一覧(2)

※複数年度事業・年度またぎ事業の場合に提出

「●」は(ア)(イ)(ウ)の全事業区分共通で提出が必要。

「○」は該当する事業区分の事業計画書の提出が必要。

「△」は複数の事業区分の組み合わせで申請の場合に(ア)～(ウ)各区分の総括資料となるため、提出が必要。

書類区分	文書番号	書類名称	必要書類	ポータルより出力 /指定様式 /自由様式
必要書類	5-1	事業計画総括表	●	ポータルより出力
	5-2	資金調達計画	●	指定様式
	5-2-2	事業実施に関連する事項	●	指定様式
	5-3	所要資金計画	△	指定様式
	5-3-2	補助事業に要する費用の年度別配分内訳	●	指定様式
	5-3-3	補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額 の年度別配分内訳	●	指定様式
	5-4	発注区分表	△	指定様式
	5-5	導入前後の比較図	●	指定様式
	5-6	新設備の配置図	△	自由様式
	5-7	旧設備の撤去範囲	△	自由様式
	5-8	事業場の全体図	●	自由様式
5-9	実施計画	●	指定様式	
5-10	スケジュール	●	指定様式	
申請区分ごとに必要書類を提出	6-1	事業計画書	○	ポータルより出力
	6-2	省エネルギー計算	○	指定様式
	6-2-4	エネルギー使用量の原油換算表(ア)	○	指定様式
	6-3	所要資金計画	○	指定様式
	6-3-2	補助事業に要する費用の年度別配分内訳	○	指定様式
	6-3-3	補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額 の年度別配分内訳	○	指定様式
	6-4	発注区分表	○	指定様式
	6-5	既存設備と導入設備の比較表	○	ポータルより出力
	6-6	仕様書案	○	指定様式
	6-7	新設備の配置図	○	自由様式
	6-8	旧設備の撤去範囲	○	自由様式
	7-1	事業計画書	○	ポータルより出力
	7-2	電力使用量削減効果の計算	○	指定様式
	7-2-4	エネルギー使用量の原油換算表(イ)	○	指定様式
	7-3	所要資金計画	○	指定様式
	7-3-2	補助事業に要する費用の年度別配分内訳	○	指定様式
	7-3-3	補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額 の年度別配分内訳	○	指定様式
	7-4	発注区分表	○	指定様式
	7-5	新設備の配置図	○	自由様式
	7-6	旧設備の撤去範囲	○	自由様式
	8-1	事業計画書	○	ポータルより出力
	8-2	省エネルギー量・ピーク対策効果量の計算	○	指定様式
	8-2-4	エネルギー使用量の原油換算表(ウ)	○	指定様式
	8-3	所要資金計画	○	指定様式
	8-3-2	補助事業に要する費用の年度別配分内訳	○	指定様式
	8-3-3	補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額 の年度別配分内訳	○	指定様式
	8-4	発注区分表	○	指定様式
	8-5	新設備の配置図	○	自由様式
8-6	システム概要図	○	指定様式	
8-7	計測・制御対象一覧(ポイントリスト)	○	指定様式	

◇ 提出書類一覧(3)

必須「●」が付いている場合は(ア)(イ)(ウ)の全事業区分共通で提出が必要。○印は該当する場合のみ提出が必要。
 指定/自由：指定の場合は指定のフォーマットを使用して作成し、それ以外は該当する説明資料を作成し、それぞれ提出すること。

No.	書類名称	必須	指定/ 自由	備考
添付1	会社情報	●	自由	・会社のパンフレット等を添付し「業種」「資本金」「従業員数」が確認できる該当ページに付箋を貼り、該当する箇所にマーキングすること。 ※地方公共団体は提出不要。 ・中小企業団体等(公募要領9ページ3.補助対象事業者の①)は認可書の写しを提出のこと。
添付2	決算書	●	自由	・直近1年分で単独決算の貸借対照表等を添付すること。 ※地方公共団体は提出不要。
添付3	商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	●	自由	発行から6か月以内のもの。 ※個人事業主の場合は、税務署の受領印が押印された確定申告書Bと所得税青色申告決算書の写しを添付のこと。 ※地方公共団体は提出不要。
添付4	補助対象設備を導入する建物の登記簿謄本(全部事項証明書)	●	自由	発行から6か月以内のもの。 ※地方公共団体は提出不要。
添付5	エネルギー使用実績の検証、燃料評価単価算出根拠	●	自由	・工場・事業場における平成28年度のエネルギー使用量、及びエネルギーコストを一覧表にすること。 ※エネルギーコストの領収書等の写しを添付。 ※エネルギー管理指定工場の場合は、平成27年度定期報告書の写し等(使用状況届出書)とエネルギーコストの領収書等の写しを添付。 ※「ピーク電力対策事業」に申請の場合は、電力会社から提供される検針票の「力率測定用の有効電力量」が記載されているページもコピーすること。
添付6	生産量実績の検証	●	自由	・「エネルギー使用量の原油換算表」に記載した生産量の実績の根拠となる資料を提出すること。 ・社内で使用している管理資料等の写しでも可。 ・エネルギー管理指定工場の場合は、平成27年度定期報告書の写しを提出。 ※生産量が無いビルなどの場合は延床面積にて代用可能。 ※集計期間は添付5とあわせること。 ・ピーク電力対策事業を行う場合はピーク時生産量の検証を提出すること。
添付7	経営力向上計画に係る認定申請書及び認定書の写し	○	指定	該当する場合は、経営力向上計画に係る認定書、および認定申請書の写しを添付すること。
添付8	中長期計画、数値目標、ISO 50001の認定書及びエネルギーマネジメント行動計画の写し	○	指定	該当する場合は、該当するそれぞれの書類を添付すること。
添付9	エネルギー集約型企業の計算書	○	指定	該当する場合は、エネルギーコストと売上高を月ごとにまとめた一覧表を作成し、併せて計算の根拠資料を添付すること。 ※エネルギーコストと売上高の集計期間は、「添付5 エネルギー使用実績の検証」と合わせる。 ※計算は、企業の全社単位で行う。
添付10	情報技術を活用した製造設備等の統合管理による事業を証明する資料	○	自由	該当する場合は、資料を添付すること。 ①概念図 ②情報技術を活用した製造設備等の統合管理による省エネルギー事業による省エネ効果を示めたもの
添付11	コミショニング実施の証憑	○	自由	コミショニング契約を示す資料を添付のこと。 ①性能検証報告書 ②発注者要件書 ③性能検証計画書
添付12	賃上げに取り組む企業を証明する資料	○	指定	該当する場合は、本紙と証拠書類を添付すること。
添付13	地域中核企業であることの説明資料	○	指定	該当する場合は、本紙を提出すること。
添付14	補助事業の実施体制	○	指定	共同申請(公募要領11ページ)の場合は、本紙を提出すること。
添付15	エネルギー管理支援サービス契約書案	○	自由	(ウ)のエネマネ事業の場合、締結予定のサービス契約書案(約款部分を含む)を提出のこと。
添付16	対象設備に関するリース契約書(案)	○	自由	リースの場合は、資料添付のこと。
添付17	対象設備に関するリース料計算書	○	自由	リースの場合は、資料添付のこと。
添付18	ESCO契約書(案)	○	自由	ESCOの場合は、資料添付のこと。
添付19	ESCO料金計算書	○	自由	ESCOの場合は、資料添付のこと。
添付20	商業用ビル等の場合の証憑	○	自由	・申請者が建築物・設備の所有者で店子が設備を使用する場合は、店子との契約書等の写しを提出すること。 ・申請者が店子(A)であり、そのエネルギー管理単位の下に他のエネルギー使用者(B、C…)を含む場合は、店子(A)と他のエネルギー使用者(B、C…)との契約書等の写し及び建築物の所有者の承諾書を提出すること。
添付21	設備設置承諾書	○	指定	申請者が店子(設置場所の所有者以外)の場合は、建築物の所有者の承諾書を添付のこと。
添付22	事業実施に関連する事項	○	指定	該当する場合は、本紙で詳細を説明すること。
添付23	代替燃料確保の検証	○	自由	代替燃料を使用する場合は、資料添付のこと。
添付24	トッランナー機器の見積依頼仕様書(案)	○	自由	トッランナー機器を導入する場合は、見積依頼仕様書(案)を添付のこと。 (トッランナー機器の基準を満たす仕様となっていること)
添付25	トッランナー機器の検証	○	自由	トッランナー機器を導入する場合は、証明できるエビデンス(表示ラベル記載カタログ、基準値記載カタログ)を添付し、該当ページに付箋を貼り、該当箇所にマーキングすること。
添付26	年度またぎ事業となる理由及びその検証	○	自由	年度またぎ事業を実施する理由を明確に記載すること。また、その理由を裏付ける証憑類も添付のこと。
添付27	原単位改善計画	○	自由	原単位改善率の申請要件で申請する場合、要件を満たすことを示す資料を添付すること。